平成２７年（フ）第２９６号
兵庫県姫路市田寺２丁目２番17号
債務者　中西　孝代
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市大津区新町１丁目24番地　サンセベリア大津１Ｂ、従前の住所兵庫県姫路市勝原区宮田162番地15
債務者　菊川　雄大（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７号
鳥取県倉吉市みどり町3188番地の１
債務者　尾島　孝一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３０号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬635番地
債務者　角田　浩子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３２号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬635番地
債務者　松原　恵美（旧姓角田恵美）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５５３号
広島市安芸区船越南４丁目13番20―101号
債務者　三宅　栄司
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿東5220番地
債務者　岡　　健太
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第８８号
佐賀県武雄市橘町大字片白92番地
債務者　野田　利雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４１１号
熊本市中央区白山３丁目９番14号　メゾン林102号、前住所熊本県菊池郡大津町大字室18番地６　コーポ室Ｂ102号
債務者　小柿　正昭
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市吉野町9043　松井方、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目63番６号
債務者　下園　大海
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目15番４―302号
債務者　倉藤　愛里
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2789番地１
債務者　池田　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２４号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂540番地　陵雲閣105号
債務者　岩浅　雅二
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１３２号
三重県鈴鹿市大池３丁目１番14号　平田野ハイツ505
債務者　川喜田尚子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
三重県熊野市木本町393番地
債務者　森中　俊貴
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１１８号
松江市鹿島町古浦602番地１
債務者　權田　喜作
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
広島県尾道市西久保町19番４号
債務者　向畠　幸恵
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５５号
広島県三原市皆実４丁目８番20号
債務者　石岡　友枝
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　広島地方裁判所尾道支部